

平成 20 年 3 月 26 日

於：コラボしが 21 大会議室（3 階）

1 . 開会	司会	<p>それでは、定刻になりましたので、第 15 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。よろしくお願いします。</p>
	岡村委員長	<p>それでは、最終回でございますけれども、第 15 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催いたします。</p>
	司会	<p>議事に入ります前に、まず会議の成立及び配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	司会	<p>本日出席いただいております委員の先生方につきましては、今現在 12 名でございます。委員総数の半数を超えておりますので、R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料を確認させていただきます。まず、資料 1 としまして、R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）案がございます。それから、資料 2、R D 最終処分場において実施されるべき対策工についてということで、資料 1 の方に含められなかったご意見をこちらの方に綴じております。それから、資料 3 としまして、委員提案書（骨子）に対する意見・質問事項に対する回答ということで、梶山委員の方から出されているものがございます。それから、委員提案資料としまして、A 3 の資料が 2 枚ございまして、と - 2 がございます。それから、委員提供資料 で A 4 の 2 枚物がございます。それから、前回の 3 月 21 日の委員会の議事録速報がございますので、またご確認いただきたいと思います。以上でございます。</p>
	岡村委員長	<p>ありがとうございます。資料の方はよろしかったでしょうか。</p> <p>それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきます。先程申し上げましたとおり、今回は最終回の委員会でございます。本日は、前回の委員会に引き続きまして、主に委員会報告（答申）案についての議題を審議したいと考えておりまして、12 時頃を目途に進めたいと思いますので、委員会がスムーズに運営できますようよろしくお願いいたします。</p>
2 . 議題		<p>それでは、委員会報告（答申）案についての審議に入ります前に、委員提案の A 2 案と E 案に対する委員からの質問について説明をお願いします。</p>
( 1 ) 委員提案書（骨子）に対する意見・質問事項に対する回答	早川委員	<p>まず、A 2 案につきましては、本日欠席されておりますが、梶山委員から説明の資料が提出されております。資料 3 ですね。梶山、池田委員、両委員とも欠席でございますので、共同提案の早川委員からもし補足的に説明されることがありましたら、簡単に説明をお願いいたします。</p> <p>私は、こういう物理的な話は門外漢なので、質問をされても答えられないことが多々あると思いますが、共同提案ということで、いただいた質問に関しては 3 人で検討をいたしました。梶山先生が文責で最終的にまとめていただきましたけれども、了承したということをまず報告いたします。</p>
		<p>まず、1 点目のテントの話ですが、そこに書いてあるとおり、廃棄物や粉じ</p>

んの飛散防止のための設置目的でありますから、ガスという問題に関しては対象にしていないということです。ガスの発生が継続する限り、ガスを閉じ込めるといったことはできないというように返答したいと思います。

それから、テントの設置可能性の問題ですけれども、これは実際に使用されているテントを想定していますので、可能だと考えます。その方法に関しましては、今後検討していけばいいだけの話だと思えます。それから、テントの移動も可能です。

それから、ガスの噴出による爆発の問題ですが、これも対策をとる必要があるだろうと考えております。

それから、5番目の盛り土という意味がわからないので、これはよく返答できないということでもあります。

6番目は、費用が嵩さんでくるという質問ですが、これも嵩んでくる根拠がなければ答えようがないということです。

鉛直遮水壁に関する質問ですけれども、これはこれまでの経験に基づいて返答しているということでもあります。

それから、水処理の課題の方に行きまして、そこに書いてありますけれども、一般的な水処理のやり方を示したものだということを前提にしまして、詳しくは4ページ目のところに書いてありますので、ご覧ください。

焼却炉の洗浄に関しましては、委員提案でいう「事実上不可能」というのは、解体撤去を前提にしない洗浄のことを述べているということをご理解いただきたいと思えます。

工事の進め方について2点ですが、鉛の問題に関しては、どこにどういう形で埋められているのか、この対策委員会では正確な情報が提供されていないだろうと思えます。その段階で申し上げることはできないということでもあります。

それから、廃棄物層と地下水層が接している部分の修復を先に行ってからというのは、常識で考えてもちょっとあり得ない。これは前に尾崎先生もおっしゃったと思えますけれども、遮水壁工事を先行させるのが安全策だと考えるべきだろうと思えます。以上です。

岡村委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明あるいは資料の内容に対して質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

尾崎委員

水処理のことで、私ちょっと申し上げたことがあるのですがけれども、趣旨を誤解しているというような話があったので、少しお話ししたいと思うのですが、ここで技術的なことを云々しようなどということは全く考えておりません。趣旨を誤解ではなくて、一般的な表現であるにしても、少しこれはおかしいと思いましたので、それで私は、もう少し専門的な方にご相談されてはいかがですかということをお願いしたので、そういうところが幾つかあるとしますと、ちょっと断言的に、これはこうしたらできますよとか、そんなように見えたものですから、少しご注意申し上げたということです。個々についてはもう議論をやめましょうということ、前回は申し上げたとおりです。

早川委員  
樋口委員

了解します。

私の質問に対しても何点か答えていただいております。今、尾崎先生の方から質問があったのと同じで、私も、水の問題については、自分の経験からアドバイスとして述べたものであります。

それから、テントの分割することに対して、実際に設置可能かということで、それに対していろいろ案が出されておりますけれども、これは、もしこの工法をとるということであれば、実施の段階で検討すればいいということですので、回答としてはこういう回答で私は結構だと思います。

ただ、この中に、台風のときに空気を抜けばいいということを書いてありますけれども、実際にはエアドームの中にも芯材が入っていますので、これは実際に私経験していますけれども、簡単に抜くというのはなかなか難しいということがあるということだけ申したいと思います。

岡村委員長  
當座委員

ほかにございませんでしょうか。

工事の進め方についてというところで、高濃度の鉛で汚染されている土壤がどこにあるのかわからないということなので、前々回出させていただいたE案の地図の中に、平成10年の深掘り穴の工事をしたときに出てきたものですが、それを固めて埋めてある場所を地図の中に示してあります。それが5,000 m<sup>3</sup>あるという状態で、ここにあるということがわかるので、そういう汚染されたものはできれば先にどけていただきたいなということで書かせていただきました。

早川委員

今の質問にまとめて答えさせていただきます。実施計画をつくる段階には、是非、樋口先生、尾崎先生、それから當座さんのご意見も踏まえて具体化していければと思います。是非お力というかお知恵をおかりしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡村委員長

話がE案の方に移ってっておりますので、続きましてE案に対する質問事項について、當座委員の方から説明いただく点があればお願いいたします。E案の説明でも結構です。

當座委員

答申案の44ページになるのですけれども、項目のところ、前方遮水壁と書いてくださっているのですけれども、下流側部分遮水壁ということで、ここにはちょっと地図がついていないのですけれども、部分的な遮水壁をするということです。

あと、廃棄物と地下水帯水層とが接している箇所の遮水対策ということで、追加調査でKs2帯水層と廃棄物が接しているところがありましたので、帯水層の上にある廃棄物を分別というか、安定4品目はまた処分場に戻して、汚染されている土壤を撤去する。50%再利用という形の提案になっています。

あとは、今言っていた鉛の汚染土の除去ということで、5,000 m<sup>3</sup>、粘土で封じ込められているのですけれども、実際この処分場の地下水、浸透水から鉛が出てきていますので、そういう意味でも、この高濃度に汚染された鉛の土壤というのは撤去する必要があると思って書いてあります。

覆土は土質系で、浸透水、地下水のくみ上げ井戸を設置して、そこからくみ

上げて処理する。部分的な遮水壁をして、上流から来ている地下水、浸透水をその部分でためて、くみ上げ井戸から水をくみ上げて処理することで地下水の拡散を防止するというのを考えました。

廃棄物内の強制換気によって安定化をより促進させるということと、焼却炉の解体撤去ということで、これは、この委員会で出た意見を聞かせていただいていると、現地できちっと対応するのがいいのかなと思っています。

ここの廃棄物と地下水帯水層とが接している箇所の遮水対策をすることで、市道側のところでドラム缶が 105 本出てきた箇所があるのですけれども、その汚染土壌もこの工事のときに撤去することができるということと、今処分場に建てられているガス化炉の建屋のパイルとガス化炉跡のパイルがそのまま埋められた状態になっていて、それが地下水汚染にも影響していると考えられるので、この工事をするときに、そのパイル、杭を抜いて、そこから汚れた水が地下水に行かないような形の対応も、この案の中に入れてあります。

あと、この対策をとって2年後に、実際に Ks2 と廃棄物層が接しているところをきちっと粘土とシートで修復した後に、その影響がというか、市 No. 7、市 No. 3 の Ks2 で出ている水銀とシス - 1,2 - ジクロロエチレンとかもあるのですけれども、そういう水質がどういようにならぬのか。よくなるのであれば、そのよくなるような形を見ていく必要があるのですけれども、遮水対策をとって5年たってもその確認ができないということであれば、Ks3 の帯水層と廃棄物が接しているところの廃棄物も場外に搬出するという形で、廃止基準を満たせるような状態になるように、汚染された有害なものを掘削除去していくというような考え方です。5年ごとにやっぱり見直していくと。当初予定していた以上のものが出てくるなり、もう少し対策を講じなければならぬような状況も生じてくるかもしれませんので、見直していくということは必要ではないかなと思って、そういうように書かせてもらっています。

あと、この対策に当たってきちっと監視していく監視委員会を新たに発足させて、効果があるかどうか確認していく必要があるのではないかとということで書かせていただいています。以上です。

岡村委員長

ありがとうございました。

早川委員

ただいまのご説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

E案の前提として、地下水層というか、地下水帯水層に接している箇所が確定されているということがあるように私は思うのですが、掘ってみたら状況が違ふということが当然あるだろうと思います。前の深掘り穴の工事でもそうだったと思うのですが、そのときの対応についてはどのようにお考えでしょうか。

當座委員

この対策を実際にとる前には、今早川さんがおっしゃったような心配されることもあるので、実際、平成10年の深掘り穴のときには、地山が出てくずということでもちょっと困ったような状況もありましたので、実際にするときには、もう少し確実に、どこまで粘土があるのか、削られているのかという確認のボーリングというのは、今追加調査でわかった位置からちょっと広い範囲でというか、1枠広げたような形で確認する必要はあるのではないかなと思っています。

早川委員	<p>す。</p> <p>そのボーリング調査によっても確実にわかるという前提ですね。私が言っているのは、掘ってみないと、ボーリング調査だけではわからないのではないかという気がするのですが、確実にわかるということによろしいのですか。</p>
當座委員	<p>確実にと言われると、そういう言葉はちょっと使えないかなと思うのですけれども、実際に今回掘削調査でケーシング調査があったわけですが、あのときに建屋の近くでケーシングした2箇所です。すごく細かい砂で、これが直接廃棄物と接しているというのを思ったときに、本当にそのまま浸透水が地下水、Ks2の帯水層に入っていくなというように感じましたし、ケーシングとボーリングというと、平面積はコアボーリングの方が少ないですけれども、する本数にもよるとは思いますけれども、大体わかるのではないかなと思っています。</p>
樋口委員	<p>今回、掘削調査のときに法面のところを2カ所掘っていただいている、G Lよりも下を掘っていただいているときに、 - 1 だったと思うのですけれども、Ks3の帯水層に当たるような砂が出てきていました。そういうことから、その箇所を特定して、きちっと対策を打つということは大事ではないかなと思いますし、その上の廃棄物、結局 Ks2 帯水層を汚染している有害物質を含んでいる廃棄物というように見て、それをまず除去していくということが大事ではないかなと思っています。</p>
當座委員	<p>前回欠席しまして、資料だけ送っていただきまして、それを見させていただいているのですけれども、下流側の鉛直遮水壁のみということで案が出されているのですけれども、これは工事費をある程度低減させるために下流側にされたのでしょうか。というのは、ちょっと私が気になっているのは、ここを下流側にしますと、背後地というか、上流側の水を全部ここで受けるという形になってしまいますので、例えば揚水井戸の水量とか地下水の揚水量がかなり多くなってしまって、逆に水のコントロールが厳しくなるのではないかという気がしております。そういう意味では、外周を囲ってしまったほうが中の水のコントロールをやりやすいのではないかと思うのですけれども、下流側にされた理由みたいなものがあれば、是非お聞かせ願いたいです。</p> <p>C案のバリア井戸というのがあったと思うのですけれども、あのバリア井戸は、ちょうどE案の下流側部分遮水壁に沿った形で14カ所井戸をつくって、それにくみ上げて処理すると。その効果というのを実際に解析されていて、効果はあるというのですか、そこそこ効果はあります。上流側の方から来る水と下流の方からの水も引っ張ってきて、14本で効果が見られたということが載っていました。でも、この対策委員会でも、バリア井戸だけではちょっと心配だなという意見が出ていましたので、そこを組み合わせたとというか、遮水壁を下流側の方に設けて、バリア井戸の本数を半分の7本にしたのですけれども、7本がいいかどうかはちょっとわからないのですけれども、コストを計算する意味でも時間がなかったので、とりあえず、遮水壁との組み合わせなので、半分でも効果があるのではないかと、そういうように設定させていただきました。</p>

今先生がおっしゃった水のコントロールというのは、難しい部分も出てくるかもしれないのですけれども、私は逆に地下水を入れることで浄化を促進させる必要があるではないかと思って、こういうように部分的な遮水壁というものを提案させていただいています。

それと、全周遮水壁をするのに 26 億と。それこそ、予算は幾ら使ってもいいですよと言われる中で、A 2 案がそうですけれども、全周遮水壁をして、中の有害物を全部出す、あそこを安全にするということで、予算を全部つけていただけのだったら、それでもいいのですけれども、そういう経済的なことも考えると、一部分にしておいて、下流側へ流れていくのもめながら、有害なものも出していく。一遍に出すことはできないかもしれないのですけれども、この工事と、あとは容量オーバーという部分の問題があって、違反行為をして許可容量よりも 310,000 m<sup>3</sup> 超えている部分に関しては出すということも含めて、この E 案を提案させていただいているので、おっしゃることはよくわかるのですけれども、トータルで考えたときに、部分的なものでもいけるのではないかなと思いました。

早川委員

先程の質問の続きですけれども、私が危惧しているのは、平成 16 年から 17 年にかけて深掘り箇所は是正工事というのが行われました。そのときの県の理屈は、當座さんのおっしゃっていることと同じですね。この部分で地下水層を破っている、だから汚染した地下水が広がっているのだ、ここを修復すれば何とかなるのだというような主張で改善命令をかけ、そして地下水層に有害な廃棄物を通った水が入らないようにというような工事を行いました。その結果、じゃあ地下水汚染がとまったかという、とまらなかったわけです。つまり、それ以外にも地下水層を汚染している箇所があったということですね。今回も、ここで多分汚染されているはずだという形で、同じような工事を繰り返すわけですけれども、それでまた同じ過ちを起こすのではないかとすることを危惧するのですが、その点についてはいかがでしょうか。

當座委員

平成 10 年の深掘り工事のときに出てきていた側面の砂層というのは、Ks3 の帯水層に当たると思うのです。今回、この E 案で提案させていただいているのは Ks2 の帯水層で、Ks3 の帯水層というのは、今回の追加調査で処分場の中に部分的に存在している。処分場から外に出たときには、断面図を見せていただいていると、Ks3 帯水層というのはそれなりに存在するのですけれども、この処分場の中というのは、今ちょっと地図を持っていないのですけれども、追加調査で実際に廃棄物と Ks3 の帯水層が接している箇所というのは何カ所か指摘されているのですけれども、浸透水がどういう形で地下水に入っていくか、その水がどこへ行ってしまうのかというのは、私自身はちょっと疑問に思っている部分です。Ks2 の帯水層は、Ks3 よりも下の帯水層になるので、その部分は直接地下水の帯水層として、処分場の下からずっと、上からもそうですけれども、一連につながっているということが確認されているので、平成 10 年の穴のところとはちょっと状況が違うのではないかなと思っています。

あと、実際に平成 10 年の深掘り穴の底をシートと粘土で修復工事していただ

いて、側面に関しては、今、早川さんがおっしゃったみたいに、ちょっと不十分な部分もあったのですけれども、その後の地下水のモニタリングの結果を見ると、県No.9のモニタリングの状態だと、水質はちょっとよくなってきていると思っているので、私は効果があると思っています。

岡村委員長

先を急ぐようですけれども、よろしければ次に移っていきたくと思います。よろしいでしょうか。特にご意見があれば。

それでは次に、2名の委員から委員提案資料があります。本題に入る前に、それぞれについて提案委員から順次簡単に説明をお願いいたします。

當座委員

委員提案資料 と - 2ということで、2枚用意させていただいています。これは、モニタリングの調査に関して出させていただいて、ここの処分場の対策をとるに当たって、廃止基準がクリアできるような対策をとっていただきたいということです。ずっとお願いしてきたわけですけれども、その廃止基準、維持管理基準の水質関係、浸透水、地下水と、あと地下ガス関係と地中温度関係ということでまとめさせていただいています。

今回、追加調査で、処分場の中も浸透水、地下水を見ていただける箇所がふえたということで、処分場の中に関しては、浸透水も地下水も1回しか調べていただけていないので、それぞれの調査井戸を挙げさせていただいていますけれども、この箇所ですりあえず1年やってみて、本当にこの井戸は見えていかなくはない、汚染されている地下水なり浸透水があるということを再度確認して、もう少し絞り込んで、モニタリングの箇所というのは最終的に決めていっていただきたいなということで、こういうように挙げさせていただいています。

分析項目に関しては、右のほうに書かせていただいているように、年に2回は水質23項目とBODとかCODとかダイオキシン類とかいう形で、あとの2回、6月と12月に関しては、もう少し項目を絞った形で行うというふうに書かせていただいています。あとは、浸透水も地下水もすべて全量検査とするということです。

ガスに関しては、今回処分場の中で浸透水を掘っていただいた井戸で水がたまっていて、その浸透水の水位との関係で、真ん中くらいではかっただくのがいいのかなと思っているのと、あとはテドラーバッグによってGC-MSで分析していくという形をきちっとさせていただきたいなと思って書かせてもらっています。地中温度に関しても、1mくらいではかるというよりは、ガスをはかる井戸と同じところで、温度が高いところを中心に測定していくというふうな形で考えています。

資料 に関しては以上です。

資料 - 2の方ですけれども、これは答申案の方にちょっと関係してきて、地下水の流動方向調査というのが栗東市の方で行われていますし、そのことに関して、答申案の24ページになると思うのですけれども、地下水の流動方向および流速ということで書かれているところがあって、ここに栗東市の流動方向調査も記載してほしいというように意見を上げていたのですけれども、その資

料を挙げていただけていないので、こういうものを挙げてくださいということで、具体的に印刷して持ってきました。

市の方で一番初めに行われたのが、平成13年8月6日から平成14年8月27日にかけて、地下水の流動測定ということで、県No.4の井戸にトレーサーとして食塩を投入して、県No.1、2、3、8の各井戸において、各井戸の第2帯水層の深度に投入してある電気伝導度が上がるのかどうか、影響があるのかどうかということで行われています。その結果、県No.1の井戸に関してだけ電気伝導度が徐々に上がっていくというような結論が出ていて、地下水の流れが北西に向かってというような結論になるかと思うのですが、そういう結果が得られているのと、あと平成15年の3月から9月にかけて市No.6の井戸において流動方向の調査が行われたときの結論というのは、一応挙げておいていただきたいなど。それを踏まえて、今回、県の方の追加調査で、地下水の水位の一斉測水の結果から、地下水の流動方向に関しては南東から北西方向に流れているということが確認できたというように結論づけていただきたいと思って、資料を出させていただきました。以上です。

岡村委員長

後の - 2の方は、後で答申案を検討するときでよろしいですか。すみませんが、そのとき私、忘れているおそれがありますので、注意を喚起してください。

先の方のものはいかがですか。ご意見、ご質問ありましたら。このモニタリング調査については、事務局の方はいかがですか。

上田室長

ご意見としていただいております。

岡村委員長

ほかにご意見、ご質問はいかがでしょう。

では、これまでといたしまして、次は委員提供資料の方ですけれども、これは早川委員、お願いいたします。

早川委員

前回の対策委員会で、措置命令がどこまでかけられるかという議論がありましたので、私の方で改めて環境省の方に問い合わせ、いろいろ話を聞きました。その結果をご報告したいと思います。要は、今お手元にあります平成17年8月12日の行政処分の指針について措置命令の具体的な指針を示したものだということのようです。これに関しては、部分的に當座さんや事務局資料として出されておりますけれども、実はそこに出ていないところに重要なところが幾つかあるかなと思ひまして、措置命令のところだけコピーして本日の資料にしています。

ページをめくってもらって、22ページの趣旨のところをごらんください。「都道府県知事は、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずることに命ずることができることから、これらの者による不適正な処分を把握した場合には、速やかに命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、又は除去されたいこと、今読んだところまではよくあるのですが、この後の部分がこれまでの事務局資料の中では抜け落ちていました。」なお、この場合において、



処理基準に違反する状態が継続している（不法投棄の場合であれば、廃棄物が投棄されたままの状態が継続している。）以上、いつでも必要に応じ命令を発出することができること」になっております。

R D処分場は、9年間状況がほとんど変わっていないわけでありまして、まさに不法投棄の状態が続いているというわけで、ここに至るまで措置命令がかけられなかったことがまず異常でありまして、そうすると、(2)のところ、これも前回の事務局の資料にありましたけれども、「合理的根拠なくしてその権限の行使を怠る場合には、違法とされる余地がある」ということが十分考えられるということを確認したいと思います。

それと、めくっていただいて、生活環境保全上の支障の24ページです。これは、事務局資料にあったのですが、議論をしなかったのも、具体的に皆さんの念頭にどのようにイメージされているのかと思ひまして、改めて確認したいと思います。が、「生活環境」とは、環境基本法第2条第3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること」ということになっております。

栗東市が行った生活影響調査の中で、具体的な話が幾つか聞けました。例えば、家庭菜園でつくったトマトをあげようとしたら断られたとか、友達にどこに住んでいるのと聞かれても素直に言えないとか、一生の財産だと思ったけれども、どんどん土地や建物の値段が下がってしまうとか、そういうような声が聞かれています。そういうことを考えますと、この生活環境の支障というのはあると考えた方がいいだろうと私は思います。特にこの問題に関して重要なのは、住宅地に密接しているということ、それからすぐ近くに県立高校もあるということです。そのことを踏まえて、生活環境保全上の支障とおそれを考えるべきだろうと思います。

2番目ですが、そこに書いてあるとおり、「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りる」と書いてあります。あそこの処分場は、住宅地よりも廃棄物が上にあります。ですから、当然ながら飛散のおそれというのは素人が見ても十分あると考えた方がいいだろうと思います。

それから3番目、「このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となる」と書いてありますから、この項目からしても、住宅地に隣接するR D処分場は生活環境保全上の支障があると考えられる

- が自然だと思えますそのことを確認すべきだということで、資料を提出させていただきます。
- 岡村委員長      ありがとうございました。
- ただいまの提供資料につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 島田委員        今ご紹介いただいた22ページのところで、特に強調してご紹介していただいた一番下の行から始まる場所ですけれども、これは別の意味でも非常に重要になる解釈だと思っています。すなわち、処理基準に違反する状態が継続している場合、しかし、どこにどれくらい埋設しているのかがなかなか合理的な根拠で特定できない状態が続いている場合は、措置命令というのは追加的に何度もかけられるというふうに読めますので、すなわち一気にすべてをかけなくてもよいという意味でも重要な解釈文だと私は理解しました。
- それから、蛇足になるのですが、24ページの生活環境あるいはおそれというところの解釈は、本筋の話とはずれのかもしれませんが、工事中の十数年に及ぶ周辺住民の方への生活環境あるいはそこへのおそれということも、こういって解釈すべきと私は考えます。以上です。
- 早川委員        そのとおりだと思います。要するに、人の生活に支障が及ばないように果敢に対策を講じるべきと。それは、放置してはいけない、そのことに対して不作為があってはいけないということだろうと思います。おっしゃるとおりだと思います。
- 島田委員        さらに言わせていただきますと、前々回の議論で、その部分は工事協定で担保できるというようなご説明だったのですが、私自身は協定で済ませられるレベルの話ではないというようにこの問題を解釈しています。二、三年の工事であればともかく、十数年に及ぶ工事が協定で担保できるかという、私は非常に疑問を感じていますし、さらに言うと、極端に言えば、地下水汚染の場合は、これはこれで非常に深刻ですが、最悪の場合取水停止という措置で緊急的に被害は防止できる場合がありますが、大気系の曝露、粉じんと悪臭は、息をとめるということはできませんので、これは、私は非常に深刻な問題だと解釈していますので、ここは大きく受けとめながら、全量撤去案、あるいは全量掘削案というのでしょうか、全量掘り返し案は検討すべき話だと思います。ちょっと話がそれているかもしれませんが、その点を私、繰り返しになりますが、強調しておきたいと思います。
- 早川委員        お気持ちは非常によくわかります。多分、A2案とかA案に限らない話ですね、あれだけの規模の処分場の工事をやるわけですから。先程も言いましたように、あそこの周辺には住宅地があります。それから、高校があります。それに対する影響というものに対しては慎重にやっていく必要があると思います。ですから、次の話に入ってきますけれども、この方針の冒頭に、「地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるようにして問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする」というのを入れさせていただきましたけれども、そのことに対しては十分な配慮が、私はどの工法をとるに当たっても必要

(2)  
委員会報告(答申)  
案について

岡村委員長

だと思っています。

よろしければ、それでは一番肝心な部分に入ってまいります。次に、本題であります議題(1)の委員会報告(答申)案についてであります。今まで案の中で空欄になっておりました48ページの、RD最終処分場において実施されるべき対策工について、委員の皆さんのご意見がまとまりましたので、事務局で委員全体の考えがわかるような形で案の中に入れていただいております。ただ、具体的な文言については事務局では書けないということで、こういう形になっておりますので、ここでこれを決める必要があるということになります。

48ページの1のところを見ていただきますと、実施すべき対策工ということで、「本対策委員会では、対策工実施の基本方針を踏まえ、表2.6および表2.7に示す対策工7案(A-1案~E案)について慎重な議論および審議を行った結果、RD最終処分場において実施されるべき対策工は次の3案を推奨するに至った」と書かれておりますけれども、これは先程申し上げたとおり、事務局で仮に書いていただいただけでありまして、ここで決定をする必要があります。

たたき台として、私の案を申し上げてよろしいでしょうか。私の案では、最初はそのままで、「本対策委員会では、対策工実施の基本方針を踏まえ、表2.6および表2.7に示す対策工7案(A-1案~E案)について慎重な議論および審議を行った結果、第14回対策委員会において委員の多数の推奨する案をもって委員会の案とすることを決し、同委員会においてA-2案を支持する者が過半数であったので、A-2案を当委員会の推奨する対策工とする。なお、その他の委員の推奨する対策工は以下のとおりであり、それを推奨する委員の氏名およびその簡単な推奨理由は以下のとおりである」というような類のものでいかがかと思うのですが、どうでしょうか。A-2案の推奨理由というところは、ちょっと今言葉を抜かしてしまいましたけれども、それも書くということで、そういう形で、委員会としては多数決でA-2案をとったということを明確に書いておくと。

ただ、今日の段階でまた追加が出ておりまして、資料-2にありますとおり、清水委員と横山委員、高橋委員からそれぞれ意見が出ておりますので、これをそれぞれお名前をつけて入れていくということになるかと思えます。清水委員については、複数書かれておりますので、このままの形で後につけていきたいと思えます。ア、イ、ウ、エぐらいになるのですかね。高橋委員については、D案のところでお名前をつけると。横山委員についても、これはどうも別個の案でありますので、別に項目をつけて並べていくというような形でやっていきたいと思えますけれども、一番肝心の結論部分のところはいかがでしょうか。ご意見があればお願いいたします。

當座委員

今委員長が読み上げていただいた文章で結構かと思えます。

あと、表2.6と表2.7で、それぞれA1案、A2案(委員提案)、B1案、B2案というように書いてあるのですけれども、この委員提案以外の案というのは、事務局案ということになるのでしょうか。

岡村委員長

そうですね。事務局が想定される案として提出した案です。

当座委員      じゃあ、括弧して事務局案という形で書いておいていただいたほうがはっきりするのかなと思ったりもするのですけれども、いかがでしょうか。

岡村委員長    でも、事務局案という書き方はいいですかね。事務局が特にこれを推奨したというわけでもないですね。考えられる案として書いたということですから、何と書けばいいですかね。事務局案と書くと、事務局がこの案を提案したというように見えてしまうので。

当座委員      幅広く提案していただいているので、あれなのですけれども、事務局提案案ですか。

岡村委員長    じゃあ、それぐらいで、「提出」をつければちょっと意味が変わるかもしれませんがね。そういうところ辺でいいですか。別に事務局がそれを推奨して出したわけではないという意味で、事務局提案案と。ほかにもっといい表現があれば、ちょっとまた考えまして。

                  では、今のように、1の実施すべき対策工のところについては、委員会としては、前回の第14回委員会で過半数を得た案がA2案でありまして、かつ多数の者の推奨する案を委員会の案とするということを決めておりますので、そのことでA2案を委員会として推奨するという書き方で書くということによろしいですね。

島田委員      委員長が読み上げられた文章をもう一度、すみません。

岡村委員長    頭の中にあるだけなので、正確に再現できるかどうかは問題ですが、申し上げます。「本対策委員会では、対策工実施の基本方針を踏まえ、表2.6および表2.7に示す対策工7案(A1案～E案)について慎重な議論および審議を行った結果、第14回対策委員会において委員の多数の推奨する案をもって委員会の案とすることを決し、同委員会においてA2案を推奨する委員が過半数を占めたので、A2案をもって本対策委員会の推奨すべき案とする。なお、その他の委員が推奨する案およびその推奨理由等は以下のとおりである」と。

島田委員      ただ、その「多数」というところに、A2を推奨した委員の人数を括弧書きでつけて、そして、なお書きでD案を述べていただけるようですが、その委員の数、それからE案も当座委員からありましたので、その数を明記していただきたいと思います。

岡村委員長    今書かれているとおり、2以下はこのとおりでいこうと思うのですけれども、2以下はこれでだめでしょうか。

島田委員      その趣旨文に、「多数」というところに括弧書きで何名というように入れていただいたらと思います。

岡村委員長    多数というところで、前回、過半数は、12人の委員が出席しておられまして、7名の方がA2案をとられているのです。そのところで、最初の多数はそれでいいですかね。ちょっとそこら辺を私、はっきりと委員会で確認をとっていないのです、過半数なのか多数なのかという。ただ、結果的に、前回の委員会では12人中7人でありましたので、過半数ということで問題はないと思うのですけれども。

                  では、最初の部分は、申しわけございませんけれども、多数の委員をもって

- という具合にしておいて、そして第 14 回委員会においては出席者の過半数である 7 名の委員が A 2 案を支持したのだということにしたいと思います。
- では、それぞれの委員がどういう案を支持したかは、2 以下で、先程申し上げたとおり一部この後追加が行われますけれども、そういう形で示すと。それから、50 ページ以下等も、このままで載せていくのが妥当であろうと思います。
- 早川委員 53 ページですけれども、私の推奨理由のところ、「不適正処理された廃棄物は処分場全体に散在している」のところに「。」を下さい。「。」が抜けているのですけれども。
- 岡村委員長 細かいところがございましたら、それぞれまた後で事務局の方にお伝えいただきたいと思います。
- では、一番肝心の R D 最終処分場において実施されるべき対策工については、今述べたような趣旨で事務局において記載していただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。
- それでは、この答申案について最初から見っていくのは大変なので、それぞれご自分が前回お出しになったところがございますので、その辺に注目していただいて、ここにこういうことを加えるべきとかどうとかご意見がありましたら、順次お願いいたします。
- 当座委員 全体においてなんですけれども、R D 安定型最終処分場、「安定型」というのを入れてくださいと前回もお願いしたのですけれども、入っていないので、それは入れていただきたいと思います。
- 岡村委員長 表題はちょっと変えにくいですね。多分、一番簡単なやり方は、一番最初に言葉が出てくる 2 ページの「R D 最終処分場は」というところで、括弧をつけて、(以下単に「R D 最終処分場」という。)ということよろしいですか。
- 当座委員 はい。
- 岡村委員長 では、そういうようにいたします。そうすると、そこを直すだけで済みますので。「R D 安定型最終処分場(以下単に「R D 最終処分場」という。)」と。
- 当座委員 2 ページの文章の上から 5 行目の「また、新規事業にも取り組み」という部分で、その「新規事業」の前に入れていただきたいのが、「特別管理産業廃棄物処理業の新規事業にも取り組み」という言葉です。
- 岡村委員長 特に異議はないだろうと思います。
- 前回の素案の段階で、事務局で入れにくいところは括弧書きで出していたと思いますので、そこら辺に關係される委員の方、是非その部分に注目してご検討をお願いいたします。
- 当座委員 10 ページの工の違法埋立の詳細という部分で、の西市道側平坦部でドラム缶が 105 本と書かれているのですけれども、今回の掘削調査で、- 2 の平坦部のところからドラム缶が何本か出てきていると思うので、そのドラム缶の本数もここに記載があった方がいいかなと思います。
- それと、その下の中央部のところで、5 行目ですけれども、「なお、平成 19 年度に実施した掘削調査の結果、燃え殻、廃油、鉋さいを内容とする潰れたドラム缶や空のドラム缶 142 本」というように、中身を記載していただきたい

岡村委員長 と思います。

岡村委員長 わかりました。

それから、非常につまらぬお願いですけれども、9ページの図 2.1 というのは、私、老眼鏡で見ても細かい数字が読めませんので、図をもう少し大きくするかどうかしていただけますか。

当座委員 全体を通じてですけれども、浸透水、地下水の基準の書き方に関して、10 ページで言えば、下から 2 行目に「浸透水では廃棄物処理法に定める浸透水の維持管理基準等」と書いてあるのですけれども、「浸透水の廃止基準（維持管理基準）を超える有害物質」という形で、「廃止基準（維持管理基準）」という形で統一していただきたいなと思います。

14 ページの表 2.2 の Ks3 の地層のところ、以前お願いしたところは直していただいているのですけれども、「深掘是正工事範囲および掘削調査における - 1 ブロックでは確認されたが、当該範囲を除き廃棄物の埋立て範囲内では掘削または欠如により確認できなかった」と書かれているのですけれども、実際に追加調査でもう少し焼却炉に近いところにも Ks3 帯水層があったと思いますので、ここの文章をもう少し考えていただきたいなと思います。

岡村委員長 事務局、案を考えられますか。あるいは、当座委員、具体的に。

上田室長 今、当座委員のおっしゃっておられるのは、16 ページの図のことでございますね。

当座委員 そうですね。16 ページの図 2.4 です。

上田室長 そうしたら、この図のことを入れさせていただいたらいいわけですね。

当座委員 この図を参照というか、それ以外にもあったというような形にしていけたらありがたいです。

上田室長 だから、この図 2.4 をこの中へ入れるような形でよろしいですね。ここを見ていただけるようにさせていただいたらいいわけですね。

当座委員 はい。

岡村委員長 それから、さっきと同じで、図 2.3 ももう少し大きくお願いいたします。

当座委員 16 ページの上から 2 行目に 地下水の環境基準と書いてあるのですけれども、これは 15 ページの浸透水の状況の中で、どういう基準に照らした場合という形で書かれているので、「地下水の環境基準に照らした場合」というようにしていただいた方がわかりやすいのではないかなと思います。浸透水の基準というのは、あくまで廃棄物処理法上の基準ということですから、フッ素とホウ素に関しては地下水の環境基準で見るとというような意味でこういうように項目を挙げていただいていると思うのですけれども、「地下水の環境基準に照らした場合」という項目にしていいただきたいなと思います。

その下のイ、浸透水の水位と流動方向の 2 行目のところで、「継続監視の結果からは季節変動が最大 2 ~ 3m あるものの」と、季節変動というように書いておられて、実際に浸透水の水位の状況というのは 17 ページの図 2.5 に挙げていただいているのだと思いますけれども、8月から1月までという形で調べていただいているのですけれども、季節変動という言葉は、まだ四季を通じて全部見

	<p>られたわけではないので、8月から1月の結果からというような形で、正確に書いていただいた方がいいと思います。</p>
岡村委員長	はい、結構でしょう。
当座委員	それと、ここの浸透水に関しては、南東方向から北西方向に流れているということが確認されたということで、それはいいのですけれども、工業技術センターの方にもしみ出ていますので、そういうことも文章にさせていただきたいと思います。浸透水は工業技術センターの方にもにじみ出ている、栗東市のモニタリングの調査からというように括弧書きさせていただきたいと思います。
谷本主査	今の季節変動の関係ですけれども、この記述に関しましては、17ページ、図2.5(2)に関して記述をさせていただいておりまして、栗東市が行いました県No.8に対しての記述をさせていただいておりますので、このとおりでいいと思っていますのですけれども。
当座委員	市のほうの結果から、こういう文章になっているということですか。
谷本主査	見ていただければわかると思うのですけれども、下のモノクロのグラフでいきますと、季節変動で2～3mということが読み取れますので、これはうちの方が平成19年8月から平成20年1月まで実施したことをもとにして記述しているのではないということです。
当座委員	その前に「平成19年の測定結果から」と書いておられたので、それもつながりがあるのかなというように読んでしまったのですけれども、栗東市の継続監視の結果からということですね。それであれば、それで。
谷本主査	この文章はわかりにくい部分がありますので、その辺をもうちょっと整理させていただきます。
当座委員	お願いします。
	19ページの表2.3、浸透水の基準超過項目ですけれども、廃掃法では浸透水の分析の結果の平均値で物を見るわけではありませんので、平均値は外していただいて、検出範囲と基準の超過頻度を表にまとめていただきたいなと思います。これは地下水の場合も同じで、後で出てくる22ページの表2.4もそうですけれども、これは超過した分は外していただいて、それはありがたかったのですけれども、平均値も外していただいて、すっきりした表にさせていただきたいなと思います。
岡村委員長	事務局、いかがですか。
上田室長	この資料の整理の仕方は、今までの議論の中で、こういう形で議論してきていただいておりますので、そういう整理をさせていただいているところがございます。これを今またもとへ戻すというのは、初めに出した中で、平均値でとったらどうだというようなご意見の中で整理させていただいてきた経緯がございますので、こういう形で整理させていただく方がいいのではないかなと思うのですが。
当座委員	事務局の方から出されたのは初めからこういう表でしたし、平均値でどうだ、検出範囲はどういう状態だという形での説明はあったと思うのですけれども、最終的に委員会の答申の中で、どういように浸透水、地下水を見るのか、廃

	<p>掃法に照らしてきちっと見ていくということを位置づける必要があると私は思いますので、平均値というのは外していただきたいなと思います。</p>
樋口委員	<p>水質を一般的に表示するときに、超過率とかいろいろあるのですけれども、当然その範囲として最小値と最大までの範囲を入れるということと、平均値を入れておくということはやっぱり一つの指標になると思いますので、わかりやすい指標として、私は残してもいいのではないかなと思うのですけれども。</p>
當座委員	<p>廃掃法の中で、浸透水、地下水に関して、年何回採水してその状態を見なさいというようになっていると思うのです。その基準というのがあって、処分場を営業しているときは維持管理基準ということになると思うのですけれども、維持管理基準をオーバーしているような有害物質が検出された場合には、直ちに対応するというか、埋め立てをやめて適切な処置を講じなさいということになっていると思いますので、何回か検出された状態を見て、平均した値で見ていくというものではないと思いますので、検出範囲と、何回ぐらい基準を超過しているということがわかれば十分ではないかなと思います。</p>
岡村委員長	<p>どうでしょう。私はよくわからないのですけれども。</p>
樋口委員	<p>両方併記していただければ。</p>
當座委員	<p>平均値は外してください。廃掃法できちっと見ていくという、根本的にそこが欠けているから、これだけの大きな問題、長引いてしまっているということがありと私は思うので、是非それは外していただきたいです。</p>
岡村委員長	<p>専門家の先生方、どうでしょうか。</p>
山仲部長	<p>専門家にお任せして、滋賀県は何も拒んでいるわけではないので、決めていただいたらどちらでもいいです。當座さんの意見に皆さんが賛成だったら、そうしていただいたらいいですし、ここで議論していただくのも無駄だと思いませんが。</p>
岡村委員長	<p>理工学関係の先生方、いかがですか。</p>
尾崎委員	<p>ちょっと困っていますけれども、水の場合、平均値というのは確かに使って。ただ、多分、懸念は、平均値がひとり歩きしていくような、そういうものであっては困るなということだと思いのです。最低限要るのは範囲と超過確率的なものというご判断ではあるでしょうけれども、併記しておくことに余り問題はないように私は思っているのですけどね。先程の樋口先生と同じです。</p>
岡村委員長	<p>じゃあ、私はよくわかりませんが、當座委員、併記を認めていただくということで。</p>
當座委員	<p>浸透水の表 2.3 のところで、例えば県 No. 8 のところだと、検出範囲はND ~ 0.022 だと。でも、平均すれば何もなくなってしまうと。こういう記載のされ方になってしまうとどうなのかなと思うのと、これが水質汚濁防止法とか、また別の観点から水を見る場合には、平均値ということも必要なのかもしれないのですけれども、あくまで廃掃法という法律の中で浸透水、地下水を見ていく、廃止基準、維持管理基準で見ていくという中では、私は平均値というのは外していただきたいです。</p>
岡村委員長	<p>できればそういうことに注意しながら見ていくということで、このままにし</p>



樋口委員  
當座委員

ておいていただければありがたいのですけれども。私は、そもそもどちらがどうかよくわかりませんので。

基準超過回数を入れるという案ではだめですか。

それは、頻度として入っているの、回数を入れていただいたら結構です。平均値を外して、何回超過したという回数を入れていただくとか、そういう形で対応をお願いしたいと思います。

岡村委員長  
當座委員

ただ、超過回数は入っているのですよね。

超過頻度という形で。

入っているのですよね。

岡村委員長  
當座委員

そうですね。何回中、何回出たという形で書いてあるので、それと検出範囲、どの程度検出されているのか、最小と最大という形になると思うのですけれども。

岡村委員長  
早川委員

じゃあ、ということで、この形でお願いいたします。

34 ページの経堂池の水質の表現が前回と大分変わっているの、おやっと思ったのですが、なぜこう変わったのでしょうか。前回の資料によると、「経堂池の底質および水質は、R D 最終処分場に起因する生活環境保全上の支障は現時点では生じていない。しかし、経堂池はその集水域の上流部に R D 最終処分場が立地し、経堂池の水質等は処分場からの影響を受けやすい状況にある。このため、対策工の実施時および実施後のモニタリング計画には、経堂池の底質および水質を組み入れ、継続的なモニタリングにより監視していく」になっていたはずですが、大分後退した文章に変わっていますね。

まず問題なのは、R D 処分場を原因とする影響と基準超過というのは、括弧書きで基準超過と書いていますけれども、同じではありません。影響に関しては、栗東市の調査委員会でも認めていると思います。ただし、基準超過というようなデータはないということだったので、この表現はまずいと思うのですが、まず事務局側がなぜこういうように変えられたのか、説明をお願いしたいと思います。

岡村委員長  
上田室長

事務局、お願いいたします。

今、早川委員がおっしゃったのは、35 ページの(6)に書かせていただいているのですが。

早川委員  
上田室長

そうすると、35 ページと 34 ページが矛盾しませんか。

まず、前回と変えていないのです。

早川委員

それは了解しました。すみません。間違えました。それは私のミスでした。ただ、35 ページの(6)と 34 ページの(7)の整合性がとれないと私は思うのですけれども。少なくとも、R D 処分場を原因とする影響と基準超過ということは分けて記載すべきだと思いますが。

上田室長

整理させていただきましたのは、まず支障またはそのおそれは何だという中で、経堂池についてはこの結果だと。しかし、達成目標の中では、経堂池についてはこういうことに気をつけてしっかりやっついていかないといけないというような表現にさせていただいているところです。

早川委員 ですから、34 ページの文章で、影響という言葉と括弧つきの基準超過というのは同じのように見えますから、それはまずいのではないですかということですから、影響をとってもらって、R D処分場を原因とする環境基準の超過というような文言の方がよろしくないですか。

上田室長 「原因とする基準超過は今のところ認められず」ということにさせていただいたらよいと。

早川委員 はい。

上田室長 わかりました。

岡村委員長 ほかにいかがでしょうか。

勝見委員 私が聞き漏らしているといけないのですけれども、それだったら許していただきたいのですが、16 ページ、先ほど議論のあった図で、既に話されているかもしれませんが、この水位のコンターとその次のページの図 2.5(1)とが整合しないところがあります。具体的に言うと、B - 4 とか B - 3 とかのところは、コンター図では水位が高く見積もられているような格好になっていて、この図で言うと、上から下に水が流れているような感じですが、これまでの資料では、もうちょっと右上から左下だったように記憶しているのです。細かいことかもしれませんが、今後ミスリードする可能性があるといけませんので、確認をお願いしたいと思います。

谷本主査 図 2.5(1)ですけれども、今勝見先生がおっしゃった B - 3 と B - 4 につきましては、浸透水ではなくて、地下水の水位もあわせて書いてある図面になっております。本来は浸透水だけを記載すべきものですが、その辺について、地下水まで一緒に測っておりますので、この図の中に表記されておりますので、このグラフにつきましては、あくまで浸透水だけを記載したものにかえさせていただきますまして、そういう処置をさせていただきたいと思っております。

勝見委員 そうすると、16 ページは、25 ページとも全く別だということでもいいわけですか。

谷本主査 25 ページの部分に地下水のコンターがありますね。この辺との兼ね合いもあわせて、今回のデータ処理の中では、先程の 17 ページの図 2.5(1)を示させていただいているところがあるのですけれども、あくまでこのタイトルを浸透水の水位ということで整理させていただきまして、今の地下水の水位の部分のデータを消させていただいて、反対に、例えば 24 ページの下段に空欄がありますので、地下水だけの水位コンターの時系列をつけるという処理をさせていただければと思っております。

勝見委員 わかりました。

當座委員 今回の 16 ページの浸透水のところですが、先程の話に戻って申しわけないです。「継続監視の結果から」というのは、市のほうで調べられた県 No. 8 の監視の結果からということで、その後に書いてある「短期的には降雨の直接的な影響を受けずほぼ一定である」というのも県 No. 8 のことですか。

谷本主査 短期的な記述につきましては、今回、平成 19 年から 20 年にかけて行っておりますそのうちの 1 カ月間ということですよ。

當座委員	<p>そうしたら、継続監視されていた県 No. 8 の季節変動の部分と、県 No. 8 において雨の影響というのがありますということで、前にも委員会で表を出させていただいたと思うのですけれども、こういうように、降水量と地下水の水位の関係という形で、実際に影響がありますというような調査結果もありますので、そこら辺、先程もう一回まとめ直しますと行ってくださっていたので、市の方で行われている継続監視の結果からはどういうことが言えて、今回の 19 年度から 20 年度にかけての調査の結果からはこういう結果だという 2 つにきちっと分けて書いていただきたいなと。</p> <p>継続監視に関しては、栗東市さんの方で今も継続してくださっていて、そこら辺の浸透水は、乾澤さん、県 No. 8 は、今はされていないですね。場所が変わって、今年も市の調査委員会で継続監視していくということで、どちらかというと市の井戸を中心にされていると思うのですけれども、それまでのデータは、平成 13 年からずっと継続監視をしてくださって、水位に関してもわかっているデータがあると思うのですけれども、その結果から何か言えることというか、長年してわかったことというのをここに挙げていただきたいなと思います。</p>
乾澤委員	<p>県 No. 8 につきましては、県 No. 8 がある時点まで継続監視をしていたということです。市で場内を継続監視したのは県 No. 8 だけでございますので、あとは場外のもので、先程當座委員が仰せのように、市としては 17 ページの下段の図 2.5(2)のように、県 No. 8 の設置されている時点でございますけれども、短期的にも雨による影響はあったという考え方をこの時点ではしておりました。</p>
岡村委員長 谷本主査	<p>事務局の方はどうされますか。</p> <p>記述につきましては、栗東市と県が行いました短期間でのデータを別々に記述させていただきます。</p>
岡村委員長 當座委員	<p>それと、県 No. 8 の継続監視のデータにつきましては、今現在県が取得している栗東市のデータはすべてこのグラフの中に記載させていただいております。おそらく、県 No. 8 につきましては、深掘り調査等々の関係で、途中から継続監視を中断もしくは中止されておりますので、ここに書いております平成 15 年 3 月 31 日付までのデータしか多分持っておられないと思いますので、データについてはこれでいいと思っております。</p> <p>當座委員、先ほどの委員提供資料 - 2 の方を 24 ページになるのですけれども、地下水の流動方向および流速の項目のところで、先程の提供資料 - 2 で挙げさせていただいたものをつけていただきたいなと思っております。</p>
岡村委員長 上田室長	<p>この点は、事務局はどうですか。</p> <p>この部分については今まで対策委員会の中で、資料で出させていたいただけないと思いますが、参考資料という形で載せさせていただいてよろしいですか。</p>
岡村委員長 上田室長 當座委員 上田室長	<p>何をですか。</p> <p>今、當座委員がおっしゃっている部分について。</p> <p>それで結構です。</p> <p>栗東市の調査ということで、参考という形にさせていただきます。</p>

當座委員	26 ページの(6)ガス・地温の状況ということで一括りにされているのですけれども、(6)でガスの状況、その下のエで地中温度の状況となっているところを(7)地中温度の状況というように分けていただけたらありがたいと思います。
岡村委員長	それはそれでよろしいと思います。でも、その後の順番が変わってきますね。30 ページ以下の番号は、(8)(9)というように1 番ずつずれていきます。
當座委員	22 ページのところ、ここも先程の話と一緒に、平均値というのは省いていただきたい。結局、例えば市 No. 9 もそうですし、県 No. 3 なんかでもそうですけれども、県 No. 3 でしたら、検出がND~0.0019 という中で、平均すればNDになってしまって、何も問題ないというような形になってしまうので、この表に関しても平均値というのは省いていただいて、検出範囲と超過頻度という表にまとめていただきたいと思います。
	それと、この表の一番下のところで、地下水環境基準値(安定型処分場維持管理基準)となっているのですけれども、これの前後を逆にいただいて、安定型処分場の廃止基準(維持管理基準と地下水環境基準)というように並べていただきたいなと思います。
	それと、COD ですけども、有害物質に挟まれて、PCB とダイオキシン類に挟まれて記載していただいているのですけれども、この40 というのは、地下水の環境基準じゃなくて、安定型処分場の維持管理基準ということになりますので、右端の方というか、pH と電気伝導度に並べていただいた方がいいと思うのです。
岡村委員長	平均値の問題は、さっきのところを残すということにしましたので、それと平仄をとるということで、何とかご勘弁を願いたいと思います。
	その他の点についてはどうですか。
上田室長	前回意見をいただいた中で、できるだけ反映をさせていただいたと思っているのですが、今のご意見は、また新しいご意見が入っているかなと思うのです。そうすると、時間的に、當座委員があとどれくらい時間をかけていただくのかわからないので、もう少し効率的なやり方を考えた方がいいのかなと思ったりしているのですが、いかがでしょう。前回、この素案についてご意見いただいて、當座委員にご意見いただいたものを反映させてもらったのですけれども、今のご意見はまた新しいものが出てきているので、時間的に心配をしているのですが、あと何点ぐらいございましょう。
當座委員	あと、34 ページ、先ほど早川さんがおっしゃった(7)経堂池の底質および水質についてのところで、35 ページの(6)と内容が異なるということで、事務局の方からも説明があったのですけれども、5 年間悪化していないというのは、そこまでの文章はそれでいいのですけれども、実際、経堂池の底質、水質のコプラナPCB の同族体異性体構成というのは、周辺の地下水、浸透水のパターンと類似していることから、処分場の埋立廃棄物の影響がある可能性が高く、継続してモニタリングしていく必要があるというところまで書いていただきたいなと思っています。

岡村委員長	その点はいかがですか。
當座委員	あと、33 ページの(4) 汚染地下水の拡散による支障のおそれについてという部分で。
谷本主査	當座委員、すみません。先によろしいでしょうか。
當座委員	はい。
谷本主査	今のコプラナのお話につきましては、32 ページのところでは以前ご指摘いただいていると思いますので、そちらの方で入れさせていただいておりますが。
當座委員	それは読ませていただいてわかってはいますけれども、それは現状というか、どういう状況だという形で入れていただいているので、それが支障またはそのおそれという中できちっと記載されるべきことではないかなと。その中で、目標としてモニタリングしていくということを再度挙げていただく方がいいかなと思っているのですけれども。
谷本主査	考えさせていただきます。 それと、先程のガスと地中温度の状況の件で、節を変えろというお話があったと思うのですけれども、この部分に関しましては、委員会もしくは部会の中でも議論があったところですが、生物分解によって地中温度が高くなるというガスの発生との因果関係的な部分を包含して、ガス・地温の状況という形で記載させていただいておりますので、それを1つ立ち上げてしまいますと、ガスとの因果関係の部分の記載がよくわからなくなるということで、こういう章節立てでさせていただいているのですけれども。
岡村委員長	そうとは知りませんでしたけれども、ということですが、當座委員、どうされますか。
當座委員	そういう意味があったのは、今聞かせていただいて、そうだったのかというように思ったのですけれども、それであれば、別に一緒にしておいていただいてもいいのですけれども、余りそういうことに触れていないのかなという感じの方が強く受けたので、分けていただけのだったら分けていただいた方がどうか、廃止基準の中には、ガスで見ていくのと地中温度を見ていくという項目があったので、できたら分けていただきたいと思いましたがけれども、そういう意味合いからでしたら、別にそのままです。
岡村委員長	では、もとの戻します。 時間もかなり少なくなってきておりますので、何か大きな点がございましたらお願いいたします。
上田室長	それから、最初に事務局の方に振るのを忘れておまして、事務局の方、全般について何かご説明いただく点がございましたらお願いいたします。 事務局といたしましては、2 ページのRD処分場問題の経過というところを新たに入れさせていただいたのですが、先程ご意見もいただきました。それから、2 ページの行政対応検証委員会の検討結果の概要ということで、早川委員の方からご指摘があったのですが、これはすべて全文載せさせていただきました。というところが大きなところでございます。あとは、前回いただきましたものを、すべてというわけではございませんが、入れさせていただいたという

ように思っております。

早川委員 今、資料を確認していますが、新しく入れた経過のところ、許可容量が400,000m<sup>3</sup>というところからスタートになっていきますよね。そもそも242,700 m<sup>3</sup>だった時期が抜けていますよね。これを入れていただいた方がいいのですが。平成10年から40万ですね。

上田室長 早川委員のおっしゃるのは、追認したという意味合いを色濃くせよという意味ですか。

早川委員 そういう意味です。

上田室長 わかりました。そうしたら、24万の分を40万にというようなことをそこへ入れさせていただきます。

岡村委員長 ほか、大きいところはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

島田委員 先程48ページの議論は一通りすんだのですけれども、多数決で過半数の委員が推した案がこの委員会の推奨案になるということは議事録でも読みましたし、私は欠席しておりましたので、その点についてとやかく言うつもりはないのですけれども、A2案に対する不安と懸念というのは根強く残っております。

1点目は、繰り返しになりますけれども、北尾団地さんを中心として、非常に近接している団地への悪臭、大気汚染、これは防げないのですね。どうやって、今までやってきた掘削調査でさえ、ふわふわ臭ってくるわけですから、粉じんはぎりぎり防げたとしても、悪臭、大気汚染物質は防げない、十数年続くということが前提になっている案だということを委員会として認識すべき、私としては書いていただきたいと思います。大気汚染物質と悪臭は防げないです。それが1点目です。

2点目は、前回も議論になっていきますけれども、受け入れ先の確保は深く議論しないという仕切りになっておりましたが、受け入れ先の確保なしにこの案を推奨しているということを明記していただきたい。

この2点、私としてはお願いしたいと思います。

岡村委員長 どうでしょうか。D案のところ、A案をとれない理由ということにして書きましょか。

早川委員 ちょっと待ってください。そういう形でまた話を戻すと、私たちにも言いたいことは山ほどあるというのがいろいろあるのですよ。ですから、この場にあってそれはないだろうというふうに私は正直思います。A2案に対する批判の機会はこれまでもありましたし、D案がいいという部分もあったと思うのですね。個別の意見という形で、これまでも入っていますよね。それに加えて、土壇場でもう一度というのは、ちょっと僕はルール違反かなと思います。それが1つです。

もう1つ、この答申案と離れてあえて言うとする、D案というのは実は、言うべきじゃないのかもしれないかもしれませんが、中身がはっきりしていないですよ。つまり、B1、B2、C案のいずれかを選定という案です。ということは、そのうちどれかということの具体が全然なくて、それをここの答申案にするということは、そもそも僕はあり得ないと思います。そのために、これまで

3.  
閉会

議論してきたことはどういうことかということですよ。結局わかりませんでしたという結論にある程度行ってしまっているという気が逆にします。ただ、これはこれ以上言いません。

岡村委員長 島田委員の場合、56 ページのところに意見を述べていただいておりますけれども、これでは不十分ですか。

島田委員 委員長もぎりぎりのご決断が必要でしょうから、それで結構です。

岡村委員長 ありがとうございます。

當座委員 35 ページの(3) 汚染地下水の拡散による支障またはそのおそれの除去というところの下の行ですけれども、「Ks2 帯水層等の地下水汚染の原因となっている浸透水の帯水層への浸透抑制」というのを「浸透防止」という言葉に変えていただきたいのと、36 ページのキのところ、「対策工の終期は、法令上の「最終処分場廃止基準を満足する状態」を目標とし」とある「法令上の」の後に、ここに関しては「安定型」という言葉を入れていただきたいなと思います。「安定型最終処分場廃止基準を満足する状態」をお願いします。

岡村委員長 後者の点はそれで結構だと思います。前者の点もよろしいですか。

では、ほかに大きな異論がないようでしたら、いただいたご意見を踏まえて、この答申案を事務局の方で修正していただきまして、字句の細かい修正等につきましては、私の方に一任していただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

本日予定しておりました議事は以上でございますけれども、その他全般についてご意見、ご質問があったらお願いいたします。

當座委員 掘削調査の結果を順次出してきていただいたのですが、分析の結果というのはまだ出てきていないのでしょうか。

卯田副主幹 前回の14回のときに速報値を出させていただいたのが現状でございます。

當座委員 委員会では、今日が終わりなので、もう出てこないということですが、結果が出てきたらどういう形で。私たち委員の方には、また送っていただけるというように解釈していいのでしょうか。

上田室長 また送らせていただきます。

岡村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の対策委員会を終了させていただきたいと思っております。

知事への答申につきましては、報告書の内容を確認後、字句修正があれば修正をした上、知事に直接手渡しをしたいと考えております。

それでは、これをもちまして対策委員会を閉会いたしますけれども、最後に一言お礼を述べさせていただきます。

一昨年12月から始まりましたこの対策委員会は、当初予定の回数を大幅に超える15回の開催ということになりました。さらに加えて、専門部会の先生方には、この委員会のほかに7回の専門部会が開催されておまして、大変ありがとうございました。

<p>山仲部長</p>	<p>本日は、欠席の委員の方がおられますが、各委員の皆さんには、非常にお忙しいところをご出席いただきまして、また熱心に議論していただいたことに対しましてお礼を申し上げます。</p> <p>途中ではどうなることかと思いましたが、一応何とか報告書としてまとめることができまして、委員長としては大変ありがたく思っております。ただ、個人的には、やっぱり最初の委員会を欠席したのが失敗だったかなと思っておりますけれども、そういう点で皆さんのご協力には感謝をいたします。</p> <p>簡単ですが、対策委員会を終了するに当たりまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)</p> <p>それでは、本日の対策委員会をもちましてR D最終処分場問題対策委員会は終了させていただきます。</p> <p>では、滋賀県を代表しまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>岡村委員長、そして木村、樋口両副委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、1年を超える審議を熱心に賜りまして、まことに感謝しております。</p> <p>何とかこういう形で報告書をまとめていただきまして、また後日、委員長の方から知事に正式に報告いただきましたら、県としても、それをもとにして、対策工の策定に向けて、そしてその実施に向けて取り組みたいと思っております。どうも長期間にわたるご審議ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>本日はどうも長時間ありがとうございました。委員の皆様につきましては、1年以上熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。事務局としまして、至らないところが多々あったかもわかりませんが、この場をおかりしましておわび申し上げます。</p> <p>それでは、本日をもちましてR D最終処分場問題対策委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>

以 上